

プロポーザル説明書

子どもの心のケアに係る総合拠点（仮称）設計業務に係る手続開始の公告に基づく公募型プロポーザル方式による手続きについては、この説明書によるものとする。

1 業務の概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 業務名 | 子どもの心のケアに係る総合拠点（仮称）設計業務委託 |
| (2) 業務内容 | 子どもの心のケアに係る総合拠点（仮称）とそれに付帯する外構工事の基本設計及び実施設計 |
| ・建設地 | 山梨県甲府市住吉二丁目地内県有地（中小河原職員宿舎及び住吉合同庁舎跡地、現山梨県職員研修所敷地） |
| ・敷地面積 | 14,300㎡程度 |
| ・延床面積 | 6,500㎡程度 |
| ・用途地域 | 都市計画区域の第一種住居地域（建ぺい率60%、容積率200%） |
| (3) 履行期間 | 平成29年3月～平成30年3月 |
| (4) 想定工事費 | 27億円以内（建築本体工事、電気設備工事、機械設備工事及び外構工事で消費税及び地方消費税相当額を含む） |
| (5) 想定工程 | 平成29年3月～平成30年3月：基本設計、実施設計 平成30年度：建設工事着工～平成31年度秋の施設完成 |

2 参加者の資格

- (1) 参加者は次に掲げる要件をすべて満たす自主結成の特定設計業務共同企業体（以下「企業体」という。）とする。なお、企業体の構成員は2者とする。③の資格要件については、構成員のうち1者が満たせば足りるものとする。
- ①企業体の構成員は、山梨県が設計業の入札参加資格を認定した者であること。
 - ②企業体の構成員は、建築士法第23条の3第1項の規定により一級建築士事務所登録簿に登載された者であること。
 - ③企業体の構成員のうち1者は、山梨県内に本社（店）を有すること。
 - ④企業体の代表構成員の出資比率は構成員中最大であること。また、企業体の代表構成員以外の構成員の出資比率は30%以上であること。
 - ⑤企業体の構成員は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ⑥企業体の構成員は、公告日現在、「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止措置の期間中でないこと。
 - ⑦企業体の構成員は、公告日現在、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始若しくは更生手続開始の申立がなされていないこと、又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立がなされていないこと。

⑧企業体の代表構成員は、平成13年4月以降に児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設の設計を、単独又は企業体で元請けとして請け負った実績を有すること。なお、企業体の構成員として行った業務については、出資比率20%以上の業務に限る。また、設計実績は新築及び増改築とし、公告日現在、業務が完了・引渡し済みのものに限る。

※児童養護施設、児童自立支援施設は、それぞれ児童福祉法第41条、第44条に規定される施設とする。児童心理治療施設は、児童福祉法第43条の2に規定される情緒障害児短期治療施設のこととする。

(2) 参加できない者

①参加資格がない者

②審査委員（5 審査で後述する審査委員会委員をいう。以下同じ）

③審査委員が自ら主宰し又は役員若しくは顧問として関係する営利法人その他の営利組織及び当該組織に所属する者

④複数の組合員からなる組合等が参加した場合、その組合等の組合員

3 業務実施上の条件

(1) 管理技術者は、一級建築士であること。

(2) 管理技術者及び建築担当主任技術者は、参加表明書提出企業体に所属していること。

(3) 管理技術者及び各担当主任技術者は、それぞれ1名とすること。

(4) 管理技術者は、担当主任技術者を兼任していないこと。また、各担当主任技術者は、他の分野の担当主任技術者を兼任していないこと。

(5) 本設計業務を再委託しないこと。

※「管理技術者」とは、設計業務全般を総括する責任者をいう。

「主任技術者」とは、「管理技術者」のもとで、建築・構造・電気設備・機械設備の各業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

4 手続等

(1) 事務局

山梨県福祉保健部医務課高度医療推進担当

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6-1

電話：055-223-1449 FAX：055-223-1486

URL：<http://www.pref.yamanashi.jp/imuka/kouodo/puopo.html>

電子メール：imuka@pref.yamanashi.lg.jp

(2) 関係資料の入手方法

本プロポーザル関係資料は、(1) ホームページを参照すること。

(3) 質問及び回答（様式1）

本プロポーザルに関する質問は、「質問書」（様式1）により提出すること。ただし、質問は原則として1企業体1回とし、再質問は受け付けないので、質問内容は具体的

かつ明確に記入すること。なお、質問内容の確認をメールにて行うことがあるので、その場合は速やかに確認のうえメールにて再送すること。

① 受付期間

平成28年12月27日（火）から平成29年1月10日（火）までの「山梨県の休日を定める条例」（平成元年山梨県条例第6号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。ただし、最終日は午後4時30分までとする。

② 提出場所

上記（1）に同じ。

③ 提出方法

上記（1）ホームページからダウンロードした「質問書」（様式1）に記入のうえ、電子メールの添付ファイル（ファイル形式はマイクロソフトエクセルとする。）として、（1）の電子メールアドレスあてに送信すること。（着信メールを返信するので、それにより着信を確認すること。）

④ 回答

平成29年1月16日（月） 午後5時（予定）

（1）のホームページにて回答する。なお、追加資料等がある場合は、この日にホームページに掲載するので、質問の有無に関わらず、ホームページを確認すること。

（4）参加表明書（様式2～7）

別添『参加表明書及び技術提案書作成要領』により作成し提出すること。

① 提出期間

平成29年1月13日（金）から平成29年1月19日（木）までの県の休日を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。ただし、最終日は午後4時30分までとする。

② 提出場所

上記（1）に同じ。

③ 提出方法

持参又は書留郵便とする。ただし、郵送の場合は、最終日の午後4時30分までに必着とし、到着の有無を事務局に確認すること。

（5）技術提案書（様式8）

第一次審査（P4参照）により選定され、技術提案書の提出要請があった企業体は、別添『参加表明書及び技術提案書作成要領』により技術提案書を作成し提出すること。

① 提出期間

平成29年2月17日（金）から平成29年2月23日（木）までの県の休日を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。ただし、最終日は午後4時30分までとする。

- ② 提出場所
上記（１）に同じ。
- ③ 提出方法
持参とする。

5 審査

審査は、子どもの心のケアに係る総合拠点（仮称）設計者審査委員会（以下「審査委員会」という。）が実施する。第一次審査により、技術提案書提出企業体を５者程度選定する。その選定した者について第二次審査を実施し、技術提案書の評価の得点が最も高い者を特定者とする。

（１）審査委員会（敬称略、五十音順）

| | |
|--------|----------------------|
| 相原 正男 | （山梨大学医学部 教授） |
| 岡田 菊夫 | （長野県松本あさひ学園 所長） |
| 小田切 則雄 | （山梨県きずな会 会長） |
| 笠井 英俊 | （山梨県建設技術センター 建築審査部長） |
| 島崎 洋一 | （山梨大学生命環境学部 准教授） |
| 松岡 拓公雄 | （亜細亜大学都市創造学部 教授・学部長） |

（２）第一次審査

参加表明書を次により審査する。

- ①企業体の技術力
- ②配置予定技術者の状況

提出された参加表明書について、審査基準に基づき得点を算出し、合計得点の上位５者程度を選定する。なお、同一得点の場合は、次の優先評価項目によって選定する。

《優先評価項目》

| | |
|---------|------------------------|
| <優先度 1> | 企業体の技術力に関する評価項目全ての合計得点 |
| <優先度 2> | 代表構成員の実績評価の得点 |
| <優先度 3> | 代表構成員以外の構成員の実績評価の得点 |

※ 優先度が高い項目において、得点の高い者を優先して選定し、上位５者程度が選定された時点で決定とする。

（３）第二次審査

技術提案書を次により審査する。

- ① 課題に対する提案の的確性及び実現性（P9 表 8-1※参照）
- ②ヒアリング

ヒアリングは、技術提案書の表現を補足する追加説明及び審査委員からの質疑とする。また、ヒアリング実施は技術提案書の受付順とし、日時、場所等詳細については、別途通知する。

6 審査基準

(1) 第一次審査基準

企業の技術力【60点】、配置予定技術者の状況【40点】の合計100点で審査する。

■企業体の技術力【合計60点】

□平成13年4月以降の代表構成員の実績評価【30点】

代表構成員の各施設用途ごとに各設計実績1件、合わせて3件について、それぞれ表1、表1-1、表1-2により1件ごとに評価した3件の合計値を審査点とする。

【表1】

| 審査項目 | 審査の着目点（延べ床面積） | | ウェイト | 関係様式 | |
|--------------|---------------|---|---|------|------|
| 施設用途 及び規模 | 児童養護施設 | 3,000 m ² 以上 | 14.0 | 様式5 | |
| | | 児童心理治療施設 | 2,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満 | | 12.0 |
| | | 児童自立支援施設 | 1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満 | | 10.0 |
| | | | 1,000 m ² 未満 | | 8.0 |
| | 特別支援学校 | 1,500 m ² 以上 | 10.0 | | |
| | | 1,000 m ² 以上 1,500 m ² 未満 | 8.0 | | |
| | | 500 m ² 以上 1,000 m ² 未満 | 6.0 | | |
| | | 500 m ² 未満 | 4.0 | | |
| | 病院、診療所 | 1,500 m ² 以上 | 6.0 | | |
| | | 1,000 m ² 以上 1,500 m ² 未満 | 5.0 | | |
| | | 500 m ² 以上 1,000 m ² 未満 | 4.0 | | |
| | | 500 m ² 未満 | 3.0 | | |

【表1-1】

| 発注機関 | 発注機関係数 |
|--------------------|--------|
| 公的機関等（別表「発注機関一覧表」） | 1.0 |
| 上記以外 | 0.9 |

【表1-2】

| 実績場所（山梨県内・県外の別） | 実績場所係数 |
|-----------------|--------|
| 山梨県内 | 1.0 |
| 山梨県外 | 0.9 |

※審査点＝Σ（ウェイト×発注機関係数×実績場所係数）

※各施設用途において、実績がない場合は、当該施設用途の審査点はゼロ点とする。

※延べ床面積は、棟を単位とした面積とする。

※増改築工事の場合、増改築部分のみについて評価する。

※児童養護施設、児童自立支援施設は、それぞれ児童福祉法第41条、第44条に規定される施設とする。児童心理治療施設は、児童福祉法第43条の2に規定される情緒障害児短期治療施設のこととする。

※病院、診療所は、医療法第1条の5に規定される施設とする。

※特別支援学校は、学校教育法第1条に規定される施設とする。

※複合施設の場合は、施設用途ごとに審査点を算出し、それぞれの規模を審査対象とする。

また、共用部分は面積按分して、各施設用途に含めることとする。

□平成13年4月以降の代表構成員以外の構成員の実績評価【24点】

代表構成員以外の構成員の各施設用途ごとに各設計実績1件、合わせて3件について、それぞれ表2、表2-1により1件ごとに評価した3件の合計値を審査点とする。

[表2]

| 審査項目 | 審査の着目点（延べ床面積） | | ウェイト | 関係様式 |
|--------------|--------------------|---|------|------|
| 施設用途 及び規模 | 児童福祉施設 | 2,000 m ² 以上 | 12.0 | 様式5 |
| | | 1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満 | 10.0 | |
| | | 1,000 m ² 未満 | 8.0 | |
| | 小学校、中学校、 特別支援学校 | 1,000 m ² 以上 | 8.0 | |
| | | 500 m ² 以上 1,000 m ² 未満 | 6.0 | |
| | | 500 m ² 未満 | 4.0 | |
| | 病院、診療所 | 1,000 m ² 以上 | 4.0 | |
| | | 500 m ² 以上 1,000 m ² 未満 | 3.0 | |
| | | 500 m ² 未満 | 2.0 | |

[表2-1]

| 発注機関 | 発注機関係数 |
|--------------------|--------|
| 公的機関等（別表「発注機関一覧表」） | 1.0 |
| 上記以外 | 0.9 |

※審査点 = Σ （ウェイト × 発注機関係数）

※各施設用途において、実績がない場合は、当該施設用途の審査点はゼロ点とする。

※延べ床面積は、棟を単位とした面積とする。

※増改築工事の場合、増改築部分のみについて評価する。

※児童福祉施設は、児童福祉法第7条に規定される施設とする。

※病院、診療所は、医療法第1条の5に規定される施設とする。

※小学校、中学校及び特別支援学校は、学校教育法第1条に規定される施設とする。

※複合施設の場合は、施設用途ごとに審査点を算出し、それぞれの規模を審査対象とする。

また、共用部分は面積按分して、各施設用途に含めることとする。

□平成13年4月以降に官公庁等が行った表彰等の受賞実績【6点】

表3により、官公庁（国、地方公共団体）及び官公庁が構成員になっている協議会等から設計者として表彰を受けた実績をもとにした審査点とする。なお、受賞した実績は新築及び増改築とし、公告日現在、施設が完了・引渡し済みのものに限る。

[表 3]

| 審査項目 | 審査の着目点 | 審査点 | 関係様式 |
|------|--------------------|-----|------|
| 受賞実績 | 代表構成員が受賞実績有り | 4.0 | 様式 6 |
| | 代表構成員以外の構成員が受賞実績有り | 2.0 | |

■配置予定技術者の状況【合計 40 点】

□資格【12 点】

表 4 により配置予定技術者の資格を携わる立場ごとに審査する。

[表 4]

| 審査項目 | 携わる立場 | 評価する技術者資格 | 審査点 | 関係様式 |
|------|-----------------|-----------------|-----|-------------|
| 資格 | 管理技術者 | 一級建築士 | — | 様式 7 7-1 |
| | 建築担当 主任技術者 | 一級建築士 | 3.0 | |
| | | 二級建築士 | 1.0 | |
| | 構造担当 主任技術者 | 構造設計一級建築士 | 3.0 | |
| | | 一級建築士 | 2.0 | |
| | | 二級建築士 | 1.0 | |
| | 電気設備担当 主任技術者 | 設備設計一級建築士 | 3.0 | |
| | | 建築設備士、技術士、一級建築士 | 2.0 | |
| | | 二級建築士 | 1.0 | |
| | 機械設備担当 主任技術者 | 設備設計一級建築士 | 3.0 | |
| | | 建築設備士、技術士、一級建築士 | 2.0 | |
| | | 二級建築士 | 1.0 | |

※管理技術者及び建築担当主任技術者は、参加表明書提出企業体に所属していること。

※構造、電気設備、機械設備担当の主任技術者に配置予定の者には、業務協力を求める他の設計事務所等（以下「協力事務所」という。）の技術者を配置することができる。

※配置予定技術者は、特段の理由がない限り業務契約後の変更を認めない。

□経験年数【6 点】

表 5 により配置予定の管理技術者の一級建築士免許証の保有年数について審査する。

[表 5]

| 審査項目 | 審査の着目点 | 審査点 | 関係様式 |
|------|------------------------|-----|-------------|
| 保有年数 | 一級建築士取得後 20 年以上 | 6.0 | 様式 7 7-1 |
| | 一級建築士取得後 10 年以上 20 年未満 | 5.0 | |
| | 一級建築士取得後 10 年未満 | 4.0 | |

□実績【22点】

平成13年4月以降の配置予定の管理技術者及び建築担当主任技術者の各施設用途ごとに各設計実績1件、合わせて3件について、それぞれ表6、表6-1、表6-2により1件ごとに評価した3件の合計値を審査点とする。

[表6]

| 審査項目 | 審査の着目点（延べ床面積） | | ウェイト | 関係様式 | |
|---|---|---|---|------------|-----|
| 施設用途 及び規模 | 児童養護施設 | 3,000 m ² 以上 | 6.0 | 様式7 7-1 | |
| | | 2,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満 | 5.0 | | |
| | | 1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満 | 4.0 | | |
| | 児童自立支援施設 | 1,000 m ² 未満 | 3.0 | | |
| | | 特別支援学校 | 1,500 m ² 以上 | | 3.0 |
| | | | 1,000 m ² 以上 1,500 m ² 未満 | | 2.5 |
| | 500 m ² 以上 1,000 m ² 未満 | | 2.0 | | |
| | 病院、診療所 | 500 m ² 未満 | 1.5 | | |
| | | 1,500 m ² 以上 | 2.0 | | |
| | | 1,000 m ² 以上 1,500 m ² 未満 | 1.5 | | |
| 500 m ² 以上 1,000 m ² 未満 | | 1.0 | | | |
| | 500 m ² 未満 | 0.5 | | | |

[表6-1]

| 発注機関 | 発注機関係数 |
|--------------------|--------|
| 公的機関等（別表「発注機関一覧表」） | 1.0 |
| 上記以外 | 0.9 |

[表6-2]

| 過去の実績での立場 | 管理技術者の 評価係数 | 建築担当主任技術者の 評価係数 |
|-----------------|----------------|--------------------|
| 管理技術者又はこれに準ずる立場 | 1.0 | 1.0 |
| 主任技術者又はこれに準ずる立場 | 0.5 | 1.0 |
| 上記以外の技術者の立場 | 0.25 | 0.5 |

※審査点 = Σ (ウェイト × 発注機関係数 × 評価係数)

※各施設用途において、実績がない場合は、当該施設用途の審査点はゼロ点とする。

※延べ床面積は、棟を単位とした面積とする。

※増改築工事の場合、増改築部分のみについて評価する。

※児童養護施設、児童自立支援施設は、それぞれ児童福祉法第41条、第44条に規定される施設とする。児童心理治療施設は、児童福祉法第43条の2に規定される情緒障害児短期治療施設のこととする。

※病院、診療所は、医療法第1条の5に規定される施設とする。

※特別支援学校は、学校教育法第1条に規定される施設とする。

※複合施設の場合は、施設用途ごとに審査点を算出し、それぞれの規模を審査対象とする。
また、共用部分は面積按分して、各施設用途に含めることとする。

(2) 第二次審査基準

■技術提案書の審査【合計100点】

表8の各課題に対する考え方について、審査委員がヒアリング内容を踏まえ5段階で評価する。審査点は各ウェイトに表8-1の評価係数を乗じて算出した合計値とし、全審査委員の平均値とする。

[表8]

| 審査項目 | 審査の着目点 | ウェイト |
|----------------------------------|--|------|
| 課題1 児童への効果的な支援が 実現できる空間の提案 | ・こころの発達総合支援センター、児童心理治療施設(特別支援学校、体育館を含む)及び中央児童相談所が効果的に連携し各々の機能が最大限に発揮される施設配置 ・敷地の特性を効果的に活かした施設配置・敷地利用 ・職員や児童の動線に配慮した施設配置・敷地利用 | 30 |
| | 各施設における効果的な諸室の配置・諸機能の確保 | 30 |
| | 児童のプライバシーの保護、安全性の確保に配慮 | 10 |
| 課題2 県民に親しまれる施設の 提案 | 地域住民が利用可能な通路や緑地などの外部空間、運動場や体育館の整備 | 10 |
| | 周囲の低層住宅地の環境との調和 | 10 |
| 課題3 エネルギーの効率的な利用を考慮した施設の提案 | 自然エネルギーの活用やライフサイクルコスト面で有利なシステムの導入 | 10 |

[表8-1]

| 審査の着目点 | 各審査委員の評価 | | | | |
|-----------------------|----------|-------|-----|------|-----|
| | A | B | C | D | E |
| 的確性、実現性の観点から総合的に判断する。 | 特に優れている | 優れている | 普通 | やや劣る | 劣る |
| 評価係数 | 1.0 | 0.8 | 0.6 | 0.4 | 0.2 |

※審査点=ウェイト×評価係数

的確性：各課題や参考資料（子どもの心のケアに係る総合拠点(仮称)整備基本構想等）などの与条件に整合する。

実現性：提案内容に説得力があり、提案内容を裏付ける根拠などが明示されている。

7 審査結果の発表

(1) 第一次審査結果の通知及び公表

第一次審査において選定された企業体に対しては選定された旨を、選定されなかった企業体に対しては、選定されなかった旨とその理由を書面により通知する。また、審査結果を4(1)のホームページに掲載する。

(2) 第二次審査結果の通知及び公表

第二次審査において最も優れた企業体と特定された企業体に対しては特定された旨を、特定されなかった企業体に対しては、特定されなかった旨とその理由を書面により通知する。また、審査結果を4(1)のホームページに掲載する。(日時等詳細については、別途通知する。)

(3) 非選定又は非特定理由に関する事項

上記(1)及び(2)により、選定又は特定されなかった旨の通知を受けた企業体は、通知をした日の翌日から起算して5日以内(県の休日は含まない。)に、事務局への書面の持参又は郵送(期限内必着)により、非選定又は非特定理由についての説明を求めることができる(様式自由)。なお、回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内(県の休日は含まない。)に書面にて行うものとする。

(4) 非特定理由の説明請求の受付場所及び受付時間

①受付場所：4(1)に同じ

②受付時間：午前9時から午後5時まで

8 設計業務委託

(1) 知事は、審査委員会の評価を基に、最も優れた企業体を特定する。

(2) 知事は、最も優れた企業体を随意契約の交渉相手とする。ただし、最も優れた企業体に事故等があり、契約締結が不可能となった場合は、次点の企業体を特定し交渉相手とする。さらに、次点の企業体に事故等があった場合は、技術提案書の提出者として選定された企業体の中から繰り上げて特定し交渉相手とする。

(3) 設計業務委託料の額は、特定された企業体に別途見積書の提出を求め、予算の範囲内で決定する。(予算額は、107,174千円(消費税等相当額含む。))

9 失格

次のいずれか一つに該当する場合は、失格とする。

(1) 提出書類に虚偽の記載をした場合

(2) 審査委員に対する働きかけがあったと発注者が判断した場合

10 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨：日本語及び円
- (2) 契約書作成の要否：要（山梨県建築設計業務委託契約書を用いる。）
- (3) 参加表明書及び技術提案書の作成及び提出、その他本プロポーザルの参加に要した経費は参加者の負担とする。
- (4) 提出書類は、別添『参加表明書及び技術提案書作成要領』により作成すること。
- (5) 参加表明書及び技術提案書の取り扱い
 - ① 提出された技術提案書に係る著作権は、元来第三者に帰属するものを除き、それぞれの提案者に帰属するものとする。
 - ② 公正性、透明性、客観性を期すため公表することがある。この場合、提案者名を明示する。
 - ③ 設計者の選定作業及び技術提案書の評価以外に提出者に無断で使用しないものとする。
 - ④ 選定及び特定作業を行う必要な範囲において複製を作成することがある。
 - ⑤ 提出期限以降における差し替え及び再提出は認めない。
 - ⑥ 記載した配置予定の技術者は、変更できない。ただし、病休、死亡、または退職等特別な理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者である旨を発注者が了解した場合に限り、可能とする。
 - ⑦ 提出された参加表明書及び技術提案書は返却しない。
- (6) 参加表明書及び技術提案書の提出は、1企業体につき1案とする。
- (7) 1企業体の構成員として参加表明した者は、他の企業体の構成員となることができない。

別表 「発注機関一覧表」

| 機関名 | 内訳 |
|--------|---|
| 山梨県 | |
| 国機関 | 国土交通省、内閣府、防衛省（庁）、農林水産省、文部科学省、その他中央省庁（環境省、厚生労働省、経済産業省、総務省、その他） |
| 都道府県 | 山梨県以外の都道府県（政令指定都市を含む） |
| 公団等 | 機関名称末尾に「公団」が付されている機関 |
| 独立行政法人 | |
| 市区町村 | |
| 公営企業等 | （地方公社を含む） |
| 事業団等 | 日本下水道事業団、その他事業団 |
| 上記以外 | 高速道路株式会社、電力、ガス、電話会社、J R、私鉄、地下鉄、石油備蓄会社 |

各種公団から民営化された各地域の株式会社の工事实績は公団の実績として扱う。
国、都道府県、市町村から独立行政法人化した機関の工事实績は各々の法人化前の機関の実績として扱う。